In depth

A look at current financial reporting issues

pwc

No. US2016-09 October 17. 2016

FASBの公開草案「長期保険契約の会計処理に対する特定項目を対象とした改善」の概要

目次 要点......1 背景......1 長期保険契約の会計処理 の変更案......2 主な規定......2 キャッシュ・フローに関する 計算仮定(assumptions) の更新.....5 割引率......6 繰延契約獲得費用......7 繰延契約獲得費用と類似 する原則に基づいて償却 されるその他の残高......9 市場リスクを伴う給付......10 ユニバーサル・ライフ型 契約および非伝統的な 「SOP 03-1」型の追加 負債契約......11 開示......12 経過措置......12 次のステップ......13

要点

米国財務会計基準審議会(FASB)は、2016 年 9 月 29 日、保険会社による特定の長期保険契約の測定 モデルにおける主要な要素の改定を提案する公開草案を公表しました。本改定案では、さまざまな 保険負債の算定においてキャッシュ・フローの計算仮定(assumptions)の更新と市場で観察可能なイン プットの使用を最大化する高格付けの固定利付債券に基づく割引率の使用の要求、繰延契約獲得 費用の償却モデルの簡素化、ならびに資本市場リスクを伴う特定の保険契約における保証の公正価値 による報告の要求が含まれています。

本公開草案に対するコメントの募集期限は、2016 年 12 月 15 日です。仮に公開草案の内容のまま最終 基準が発行される場合、適用に向けた準備においては、システム、プロセスおよび内部統制に重要な変更 が必要となり、従来は把握していなかったデータを、新たに蓄積していくことが必要となる可能性が高い でしょう。

背景

- .1 FASB と国際会計基準審議会(IASB)は、2009 年初めから 2014 年初めにかけ、発行した保険契約の会計処理(認識、測定、表示、および開示を含む)のための包括的モデルの開発を目指して共同審議を行い、2013 年 6 月に IASB と FASB の双方がそれぞれの公開草案を公表しました。コメントレターによるフィードバックを受けて、FASBは、プロジェクトの範囲を、長期保険契約の会計処理に対する特定項目を対象とした改善と、それとは別に短期契約に関する開示強化のプロジェクトに狭めました。これに対し、IASB は、プロジェクトの範囲を変更せず、このことは、もはや FASB とIASB とが保険プロジェクトを共同プロジェクトとみなさなくなったことを意味します。
- .2 FASB は、公開企業 (public business entities) については 2016 年度末からの適用、その他の企業 については、2017 年からの適用となる 会計基準アップデート(ASU) 2015-09 「短期保険契約の開示」を公表しました。その概要については、PwC の In depth 2015-10 「FASB issues enhanced disclosure guidance for insurer claim liabilities (FASB が保険会社の支払備金に関する開示強化ガイダンスを公表)」 (英語のみ)をご参照ください。
- .3 IASB は、保険契約に関する最終的かつ包括的な会計基準を 2017 年 3 月に公表することを予定しています。

長期保険契約の会計処理の変更案

- .4 本改定案は、FASBによって ASC 944における保険ガイダンスに対する「特定の項目を対象とした」改善として特徴付けられていますが、伝統的な定額の長期保険契約、短期払い保険契約および有配当保険契約に関する負債の測定モデルの主要な要素、ならびにすべての長期保険契約に関する繰延契約獲得費用の認識および償却のモデルを改定するものです。さらに、変額商品に組み込まれているオプションと保証の測定の整合性を図るために、FASB は、名目的な資本市場リスク以上の保険リスクを有する変額契約に付帯するすべての最低保証給付について、公正価値モデルへの移行を提案しました。これは、最低死亡給付保証(GMDB)や最低年金受取総額保証(GMIB)などの負債に適用される、広く用いられている現在の保険を前提とした「配分(spreading)」測定モデルを大幅に変更するものです。
- .5 全般的に見ると、報告利益に対する著しい影響と、収益の変動性の増大が生じる可能性があります。また、本改定案は保険会社が報告している帳簿価額にも影響を与える可能性があり、新しい重要な開示が要求される見込みです。提案どおりの最終ガイダンスが公表された場合、当ガイダンスを適用する取り組みとして、システム、プロセスおよび内部統制に重大な変更が必要となり、従来は把握していなかったデータを、新たに蓄積することが求められる可能性が高いでしょう。

主要な規定

.6 次の表は、主要な仮決定事項をまとめたものです。また、表の後に続くセクションで、各項目について詳しく検討します。

論点	FASB の提案	影響を受ける契約
キャッシュ・フロー に関する計算仮定 (assumptions)の更新	 実績または他の証拠が計算仮定(assumptions)の変更の必要性を示す場合、年1回(毎年同時期に)またはより頻繁に実施する 遡及的なアンロック 改定された契約開始日現在の純保険料率は、過去の実績およびキャッシュ・フローに関する更新された計算仮定(assumptions)を用いて算定される 契約開始日現在の割引率は、損益計算書に計上する利息費用および改定された純保険料率の計算に用いられる 不利な変動への引当を行わない 純保険料率の上限が100%となり、保険料不足テストに置き換わる。 負債がゼロを下回ることはない 	伝統的な定額の長期保険契約短期払い契約有配当保険
割引率	 高格付けの固定利付商品の利回りは、以下のとおりである 割引の目的上、「期待運用利回り」および有配当契約の利回りに置き換わる 関連する観察可能なインプットの使用を最大化し、観察不能なインプットの使用を最小化する 負債の期間特性を反映する 	 伝統的な定額の長期保険契約 短期払い契約 有配当保険 SOP03-1の年金給付の一部
割引率の更新	 各報告日に更新(例:四半期ごとに実施)する 割引率の変化による負債の変動額は収益から除外され、その他の包括利益において即時に認識される 高格付けの固定利付商品の報告日現在の利回りは、貸借対照表上の保険給付負債を算出するため、将来の保険給付および将来の純保険料の現在価値の割引計算に用いられる 	伝統的な定額の長期保険契約短期払い契約有配当保険

論点	FASB の提案	影響を受ける契約
繰延契約獲得費用 の償却および回収 可能性	 以下のいずれかに比例して償却する。 関連する契約の予想期間にわたり、割引前の保有契約額に比例して。 保有契約額を合理的に見積ることができない場合には、定額法で 更新手数料は発生するまで償却に影響させない 利息は計上されない 実績修正は損益計算書を通じて即時に認識される 計算仮定(assumptions)の変更は将来に向けて償却される 金融商品会計および負債発行コストとの類似性から、減損テストを廃止する 	● すべての長期保険契約 (重要な解約控除を含まないため、または利息以外の他の源泉から重要な収益を生み出さないため、実効利回り法を用いる投資契約を除く。)
販売誘引資産およ びユニバーサル・ラ イフ型保険の未経 過負債の償却	■ これらの残高の償却方法は、簡素化された繰延契約獲得費用の償却ガイ ダンスに従う	ユニバーサル・ライフ型特定の投資契約
企業結合契約に おける「無形資産」 または「その他の 負債」の償却	 ● 繰延契約獲得費用に関する提案が、パーチェス法において計上される、 取得した事業価値を表す資産または「その他の負債」に関して、容認され ている償却方法に影響を与えるか否かについて、現時点では不明である 	● 繰延契約獲得費用の範囲 と同じ
再保険の純額費用 (資産または負債) の償却	● 繰延契約獲得費用に関する提案がこれらの費用に関して許容されている 償却方法に影響を与えるか否かについて、現時点では不明である	● 繰延契約獲得費用の範囲 と同じ
市場リスクを伴う給付	 公正価値の変動は損益計算書を通じて認識される公正価値測定を行うが、商品固有の信用リスクの変動についてはその他の包括利益を通じて認識される このガイダンスは、分離勘定の変額商品における保証または類似するファンドのオプションに適用される 公正価値測定は、負債または資産になる可能性がある 	 GMDB、GMIB、GMWBL、GMAB、GMWB またはGMWBIの付いた特定の非伝統的な生命保険契約および年金保険契約やまよび年金保険契約 特定の要件を充足する米国の分離勘定および米国以外の隔離された勘定
伝統的なユニバー サル・ライフ型保険 および非伝統的な ユニバーサル・ライ フ型保険(年金、死 亡給付、またはその 他の保険給付に対 する追加的な負債 を伴う)	 給付率(Benefit ratio)は100%を超えてはならない。予想超過支払額の現在価値が予想手数料収入等を超える程度において損失を即時認識する 保険給付の特性に対する、利益が生じた後に損失が生じるようになっているかの継続的評価が、保険料不足テストに置き換わる 追加的な負債がゼロを下回ることはない 	 伝統的なユニバーサル・ ライフ型保険および非伝 統的なユニバーサル・ラ イフ型保険 追加給付を伴う特定の 投資契約

論点	FASB の提案	影響を受ける契約
表示&開示	 将来の保険給付負債、契約者勘定残高、市場リスクを伴う給付、分離勘定、繰延契約獲得費用および販売誘引に関する構成要素に分解された調整表 リスク管理の目的、方針およびプロセスに関する定性的および定量的な情報の開示 将来の保険給付負債 - 不利な展開についての定性的および定量的説明 契約者勘定残高 - 加重平均された獲得利率および付与される利率 最低保証利率の範囲に応じた、そして、契約者に付与された率と対応する最低保証利率の差異の範囲に応じた、契約者勘定の表形式による表示市場リスクを伴う給付 - 負債(または資産)の帳簿価額についての区分表示、および財政状態計算書および損益計算書における公正価値変動。商品固有の信用リスクの変更に起因する公正価値の変動は、その他の包括利益に計上 移行に関連した様々な開示(会計原則の変更について、構成要素に細分化された開示を含む) 	● すべての長期保険契約
(表示される最も早い期間の期首、すなわち「移行日」における)経過規定	 ● 将来の保険給付負債ー負債が計算されるレベルごとに適用される、以下のアプローチを用いた遡及適用 ○ 過去の実積情報を用いて移行日現在のガイダンスを遡及的に適用する ○ 契約期間全体をカバーする過去の実績情報が利用可能でない場合には、(内部または外部の)客観的データによる見積りを用いる ○ 負債が計算されるレベルに対して過去のすべての期間につきガイダンスを遡及的に適用することが実務上不可能である場合、移行日における既存の帳簿価額を基礎とし、その他の包括利益累積額における関連金額の除去調整をした後、更新された将来計算仮定(assumptions)を用いて、保有契約にガイダンスを適用する ○ 留保利益の期首残高は、純保険料率が100%を超過する程度において修正される ● 市場リスクを伴う給付ー移行日時点の公正価値の要求事項を遡及的に適用の影響は、その他の包括利益累計額に認識されることになる ● 移行日における公正価値と帳簿価額の残りの差異は、商品固有の信用リスクの変化の影響を除き、留保利益の期首残高の調整額として認識される ● 繰延契約獲得費用(および繰延契約獲得費用の償却と整合する原則に基づいて償却されるその他すべての残高)ー移行日に開始して将来に向けて適用する ● 既存の繰延契約獲得費用(および類似する残高)は保持されるが、「シャドー(shadow)繰延契約獲得費用」(およびその他の類似する残高)の修正として計上される ● 改定された償却方法は、将来に向けて適用される 	● すべての長期保険契約

キャッシュ・フローに関する計算仮定(assumptions)の更新

- .7 本改定案では、純保険料率を算定するために用いられるキャッシュ・フローに関する計算仮定 (assumptions) は、定期的に更新されます。それは、給付費用を契約期間にわたって配分し、将来の保険 給付負債を計上するために用いられます。保険料不足が生じない限り、計算仮定 (assumptions) が「固定化 (ロック・イン)」される現行モデルとは対照的です。これは、伝統的な定額の生命保険契約、短期払い保険契約、および有配当生命保険契約に適用されます。純保険料とは、契約獲得費用や発生時に費用計上が求められる契約維持費のような、保険金請求に関連しないコスト)を除いた、すべての給付および費用に備えるために必要となる保険料総額の一部です。
- .8 キャッシュ・フローに関する計算仮定 (assumptions) の更新は、年一回(毎年同じ時期に)または実績もしくはその他の証拠が既存の計算仮定 (assumptions) を改定すべきことを示す場合には、より頻繁に実施することが求められます。
- .9 計算仮定 (assumptions) の更新において、保険会社は、遡及的アプローチを用います。このアプローチでは、過去の実績および更新された将来キャッシュ・フローに関する計算仮定 (assumptions) を用いて、契約開始日現在で純保険料率を計算しますが、「契約開始日現在」の高格付けの固定利付商品の利回りを使用して割引を行います。改定された純保険料率は、将来の保険給付負債の更新金額を算出するために使用します。そして、この金額を過去の期間におけるキャッシュ・フローの計算仮定 (assumptions) を使用して計算された将来の保険給付負債の金額と比較して、当期の保険給付費用に計上すべき累積的キャッチアップ修正を算定します。以降の期間においては、将来の保険給付負債の計上に、改定された純保険料率が使用されます。

PwC の見解

遡及的計算には、有効契約と同様に、終了契約に関する過去情報も必要となることを考慮すると、キャッシュ・フローに関する計算仮定 (assumptions) の遡及的な更新を行うという決定によって、通常は一件別に見積りが行われていた契約ついて、「コホート(Cohort)」レベルでの見積りを行うことが要求されることになるのか、という論点が関係者から提起されました。 現行の業界慣行では、「コホート(Cohort)」とは、類似するリスクを含んだ契約群団であると定義され、その適用については、業界内で実務上の多様性が存在する領域です。

- .10 計算仮定(assumptions)が定期的に更新されるため、FASB は、将来の保険給付負債の見積る際に、不利な変動リスクに対する引当を含める要求事項の廃止を決定しました。また、FASB は、純保険料率は更新され、上限が100%であるため、今後、保険料不足テストは不要であるとの決定を行いました。その代わり、純保険料率が100%を超える場合には、保険料を超える見積コストは、即時に費用処理されます。PwCでは、新ガイダンスにおいては、その後の期間に状況が改善した場合には、このような費用の即時戻入が認められると考えています。
- .11 有配当保険契約(相互保険会社の発行した契約および株式会社化された保険会社の「クローズド・ブロック」の中で保有されるものの両方)について、負債は、契約者に支払われると予想される配当額を含む、期待将来キャッシュ・フローを用いて計算されます。
- .12 伝統的な短期払い契約については、計算仮定 (assumptions)の更新およびその結果として行われる 残高の遡及的な更新は、保険給付債務だけでなく未経過収益負債の金額にも影響を与えます。すなわち、 未経過収益負債 (繰延利益負債、もしくは DPL と呼ばれることもある)は、見積キャッシュ・フローの変化によって生じた保険給付債務の変動に対して、遡及的に修正されます。未経過収益負債は、今日と同様に、保 有契約高(生命保険)または期待将来給付支払額(年金契約)を基礎として認識されます。これらの負債は、 高格付けの固定利付商品で、割り引かれた、有効契約の保険金額、もしくは期待将来給付支払額の割引 額に応じて償却されます。金利は、「契約時」の割引率を適用し、負債の未償却残高に対して付与します。 したがって、保険料収入は、計算仮定 (assumptions)の更新の結果として戻し入れられることがあります。

割引率

.13 将来の保険給付負債の計算において、貨幣の時間価値を反映するために用いられる割引率は、現在の市場における観察可能なインプットの使用を最大化する、高格付けの固定利付商品の利回りに基づくことになります。この利回りは、保険契約の流動性についての性質を調整した、リスクフリーレートを反映した負債利回りの近似値を意味します。

.14 市場データが、公正価値測定に関するガイダンス(ASC820)で定義されるように、秩序ある取引とは認められない取引を反映している場合を除き、企業は、企業自身による見積りを観察可能な市場データの代わりに用いることはできません。本公開草案は、市場の観察可能なデータが存在しないかまたは限定的であるイールドカーブ上のポイントについては、公正価値測定に関する現行のガイダンスと整合的な見積りを用いることを企業に対して要求しています。

.15 現行のUS GAAPでは、保険会社は、契約発行時点においては、保険会社が期待する将来の運用利回りを用いて、将来キャッシュ・フローの割引を行い、また、保険料不足の計算においては、更新されたその期待利回りを用いる。これらから、キャッシュ・フローの割引に、高格付けの固定利付商品の利回りを使用することは、現行のUSGAAPからの大幅な変更となります。

PwC の見解

負債金利の近似としての「高格付けの固定利付商品」の利回りの使用は、年金債務の割引に用いられる金利と整合します。年金に関するSECスタッフによるガイダンス(ASC715-20-S99に掲載)には、「SECスタッフは、著名な格付機関により最上位またはその次の格付を付与された固定利付負債性証券(例えば、Moody's Investor Services, Inc.社から Aa 以上の格付を受けた固定利付証券)は、高格付けであるとみなされると示唆している」と記載されています。

.16 キャッシュ・フローの計算仮定 (assumptions) の更新に関する改定案と同様に、割引率に関する改定案は、伝統的な定額の保険契約、短期払い契約および有配当保険契約に適用されます。また、同じ利回りは、年金支払額を予想される将来の年金支払期間の開始時点まで割引くことを要求する、非伝統的な「SOP03-1」による年金化計算の一部にも適用されます。

PwC の見解

有配当保険契約の会計処理に対する変更案は、財務業績に意図しない歪みをもたらす可能性があるという懸念が、関係者から提起されました。関係者は、予想配当に関するキャッシュ・フローの見積りに用いた計算仮定(assumptions)(基礎となる投資ポートフォリオに基づく)と、同じキャッシュ・フローを割り引くために(予測される投資ポートフォリオの利回りとは異なる可能性のある)高格付けの固定利付商品の利回りを用いることを求める要求事項とを切り離すことに疑問を抱いています。また、配当に付与される利率の変更は、予測キャッシュ・フローに影響を与え、その結果として生じた純保険料率の遡及的なアンロックは、事後に損益計算書を通じて認識されます。しかし、純保険料率の構成要素の現在価値を計算するために用いられる割引率の変更の影響は、その他の包括利益に計上されます。さらに、一部の関係者は、「クローズド・ブロック・ビジネス」について、新たな測定モデルを要求することの費用が便益を上回るのかどうかも疑問視しています。

.17 割引率に関する計算仮定(assumptions)は、報告日ごとに更新し、その変動を、純利益ではなく、その他の包括利益に表示することが必要となります。「開始時」における利回りは、更新された純保険料率の計算のために、現在のキャッシュ・フローのプロジェクションとともに用いられます。純保険料率は、保険給付債務の変動を損益計算書上で測定するために用いられます。現在の利回りは、貸借対照表上の保険給付負債の算定において、将来給付および(更新された純保険料率を用いる)将来の純保険料を、現在価値に割引くために用いられます。割引率の変化の影響は、その他の包括利益に直接計上されます。

PwC の見解

キャッシュ・フローの割引に用いられる利回りに、期待運用利回りを使用しないことは、現行の会計実務における利益発生から大幅な変更になる可能性があります。

さらに、割引率の変更による影響をその他の包括利益に計上する案は、多くの場合において、資本の変動性を緩和する結果をもたらします。これは、このような変動が、保険負債を裏付ける売却可能負債性証券に関連するその他の包括利益への影響とより密接に整合するためです。

現行のモデルとは異なり、金利の変動は、損益計算書を通じた潜在的な損失認識をもたらしません。

.18 将来の保険給付負債から未払保険金(例、身体障害の請求など)への分類変更時に、未払保険金の割引に使用される利息計上の利率は、保険給付債務の評価に使用するものと同じ利率になります。すなわち、契約発行日時点における高格付けの固定利付商品の利率は、利息費用および見積りの変更の計上に使用され、現在の利率はその他の包括利益の調整額の算定のために使用されます。分類変更時におけるその他の包括利益累計額は繰り越され、将来の割引率の計算仮定(assumptions)の変更に対して、事後において調整されます。

繰延契約獲得費用

- .19 関係者は、現行の繰延契約獲得費用の償却アプローチ、特に、見積総利益を基礎とする遡及的な「キャッチアップ」修正を必要とする、ユニバーサル・ライフ型モデルは、複雑すぎるとコメントしました。これに応え、FASB は、簡素化した償却方法を提案しました。資産化可能な費用の種類についての変更は提案されていません。
- .20 すべての長期保険契約および特定の投資契約に関する繰延契約獲得費用は、関連する契約の予想契約期間にわたり割引前の保有契約額に比例して償却されます。保有契約の金額を合理的に見積ることができない場合には、定額法が使用されます。
- .21 保有契約を基礎とする繰延契約獲得費用の償却においては、契約の想定存続期間にわたり、毎期、保有契約額を見積ることが必要となるでしょう。繰延契約獲得費用の金額は、当期の保有契約額と、全期間の期待保有契約額の関係を基礎として償却が行われ、純損益に計上されます。また、この原則に近似するために、いくつかの集約方法が使用されるかもしれません。

PwC の見解

契約期間にわたる保有契約額を「合理的に見積る」ことが可能か否かの判定は、主観的な閾値に基づくことになります。本公開草案の「背景情報および結論の根拠」のセクションは、「特定のユニバーサル・ライフ型および投資契約」について合理的な見積りを行うことは、不可能であることを述べています。また、償却に関する総利益の見積りは、「契約の想定存続期間にわたる合理的な見積りができない、複数の長期的な計算仮定(assumptions)または市場ベースの計算仮定(assumptions)(期待投資成績等)」の影響を受けるため、測定に不確実性をもたらすことにも留意しています。この背景情報、および「FASBの目的は、繰延契約獲得費用の予測不能な変動性を低減させることであった」というPwCの理解に基づけば、FASBは、多くの保険商品の繰延契約獲得費用が契約の存続期間にわたって定額法で償却されることを期待しているように思われます。これには、例えば、勘定残高によって死亡給付額が変動するユニバーサル・ライフ保険、さまざまな最低保証(GMxB)付きの変額年金、独立型の GMDB または GMIB 再保険、および投資契約などが含まれます。

- .22 契約終了(例えば、失効または死亡による)により、結果として、終了した契約に関連する残高を、直接償却することになり、遡及的キャッチアップ修正ではなく、将来に向けた償却率の修正を通じて、将来計算仮定(assumptions)の変更がなされます。現行の GAAP と同様に、積立段階および支払段階のある契約について、繰延契約獲得費用の償却のために支払段階を積立段階に結び付けることはできません。
- .23 現行の繰延契約獲得費用モデルと異なり、資産計上された契約獲得費用の残高に対する利息は、計上されません。FASBは、利息計上の簡素化を目的として、耐用年数が確定できる無形資産の償却(経済的便益のパターンを信頼性をもって決定できない場合には、定額法で償却される)と類似させました。耐用年数が確定できる無形資産について、利息は計上されません。
- .24 繰延契約獲得費用は減損テストの対象になりません。FASB の見解では、繰延契約獲得費用は負債の発行コストと類似するものであると捉えています。FASB は、顧客との契約または無形資産に関連する繰延費用に対してこのモデルを適用することが適切であるとは、考えていません。
- .25 終局的な更新手数料より大きい超過コストのように、資産計上できる契約獲得費用は、計上されるまでは、償却計算において認識されません。現行実務では、一般的に、保険会社は契約群団の償却パターンの決定時に、将来の資産計上できる費用を見積っている原稿実務からの変更となります。

PwC の見解

提案されている繰延契約獲得費用およびその他の残高の償却方法は、契約に内在する経済的なドライバーから償却との結びつきを解くものです。これにより、現在は、見積総利益または見積総マージンを基礎として償却を行うタイプの契約(例えば、ユニバーサル・ライフ型および有配当生命保険契約)における利益の発生を大幅に変更する可能性があります。

伝統的な長期保険契約について、現行の US GAAP では、繰延契約獲得費用の償却は、理論的には一件別計算、すなわち繰延契約獲得費用は個別の契約レベルでの割当と償却が行われます。ユニバーサル・ライフ型保険契約および有配当生命保険契約については、現行の US GAAP は、繰延契約獲得費用を契約群団の予想存続期間にわたって償却することを求めています。保有契約を基礎とする将来に向けた償却方法への変更と、契約終了時の繰延契約獲得費用の直接償却を求める要求事項により、このような種類の契約に対しては、一件別計算のアプローチが適切であるように思われます。

繰延契約獲得費用と類似する原則に基づいて償却されるその他の残高

.26 ユニバーサル・ライフ型の保険契約に関連する販売誘引資産および未経過収益負債など、この保険 モデルに従い会計処理される一部の繰延残高について、現行ガイダンスでは、繰延契約獲得費用を償却 するために用いられたものと同じ手法または要素および計算仮定 (assumptions) に基づいて償却しなけれ ばならないと明記しています。本公開草案は、この要求事項を変更していません。すなわち、本公開草案の もとで、これらの残高は、新たに提案された繰延契約獲得費用の償却アプローチに従うことになります。

.27 企業結合によって生じた取得した事業価値(資産)または「その他の負債」、および出再された再保険の費用(資産または負債)について、繰延契約獲得費用と同じ原則に基づいて償却することは明示的に要求されていません。ただし、実務では、個別の事実および状況によりますが、しばしば繰延契約獲得費用の償却ガイダンスが類推適用されています。本公開草案は、これらの残高に関して、簡素化された繰延契約獲得費用の償却方法を適用することを要求します。現行のガイダンスに対する明示的な改定は、含まれていません。

PwCの見解

取得した事業価値は、控除によって決定される金額を表しています(すなわち、取得した事業価値は、契約群団に対して取得日に配分された公正価値から ASC944 の原則を用いて計上した GAAP 負債を控除した金額を意味します)。多くの場合、取得した事業価値を決定するために使用する GAAP 負債は、キャッシュ・フローの現在価値を用いて計算されます。そのため、利息の計上と償却の遡及的な修正は、関連する取得した事業価値(資産)または「その他の負債」にとって適切であると考えられます。しかし、これらの残高は、一旦決定された後、繰延契約獲得費用と類似するものと考え、償却すべき額は、固定された額となると考える見解もあります。

本公開草案は、この領域における償却のガイダンスの変更を提案しておらず、保険会社が簡素化された 繰延契約獲得費用の償却アプローチを類推適用できるかどうかは、明確ではありません。また、現行のガイ ダンスは、これらの残高に繰延契約獲得費用のアプローチを適用することを強制していないため、償却の 基礎として見積総利益を使用することを含め、代替的な償却アプローチが容認可能な代替アプローチで あり続けるかどうかについては、疑問が残ります。

市場リスクを伴う給付

.28 本修正案では、保険会社は、一部の市場リスクを伴う給付を、純損益を通じた公正価値で測定することになります。ただし、商品固有の信用リスクの変動に帰属する部分については、その他の包括利益で認識されます。公正価値測定は、保険会社の特定の要件を満たす「分離勘定」または類似の契約を通じて提供される、変額商品に含まれる市場リスクを伴う給付に適用されます。これには、(a) 契約者が保険会社によって管理されている複数の分離勘定の投資運用選択を指図する、(b) 投資運用実績(契約手数料および賦課金を控除後)は、契約者にパス・スルーされる、および(c) 保険会社が「保険会社を名目的な資本市場リスク以上のリスクに晒す形で、資本市場の不利な動きから契約者を保護する給付を提供する」契約が含まれます。

.29 本公開草案は、正味危険保険金額(契約者勘定、解約返戻金、または同様な金額を超過する保証給付額)が資本市場の変動性に応じて著しく変動する場合、その給付は、名目的な資本市場リスク以外のリスクに晒されているものと推定される、と述べています。これは、重要性の低い、あるいは発生可能性のほとんどない名目的リスクとは対照的です。

.30 本公開草案は、変額商品とともに提供される最低死亡給付保証(GMDB)、最低年金受取総額保証(GMIB)、最低年金原資保証(GMAB)、最低引出総額保証(GMWB)および最低終身引出総額保証(GMWB for life)に対する現在の一貫性のない会計処理に対応するものです。これらの商品の一部には、組込デリバティブの公正価値測定アプローチが適用されています。その他の商品には、資本市場リスクに加えて死亡または長寿リスクを有するため、現在は、保険モデルに従って会計処理されています。保険モデルでは、期待キャッシュ・フローが市場整合的であることは求められておらず、見積りの変動は、即時にではなく、むしろ期間にわたって認識されます。

.31 本公開草案は、市場リスクを伴う給付として公正価値で会計処理される、最低年金受取総額保証 (GMIB)または最低引出総額保証 (GMWB)を伴う保険契約について、年金支払日または契約者勘定残高の消滅日における会計処理のガイダンスを提供しています。この日付は、会計処理上、保険契約(公正価値で計上される市場リスクの給付を伴う変額契約)の終了と、新契約(年金支払)の開始を表しています。当該日付時点で、市場リスクを伴う給付の認識が中止され、商品固有の信用リスクの変動に関連するその他の包括利益累計額の金額は、純損益に戻し入れられます。認識を中止した市場リスクを伴う給付の残高は、変動保険契約の残高と共に、「実質的」には、年金支払開始時に計上される未経過収益をもたらす一時払保険料に相当します。

.32 保険会社は、負債(または資産)の帳簿価額と公正価値の変動(その他の包括利益に計上されている商品固有の信用リスクの変動を除く)を財政状態計算書に区分表示することが求められます。市場リスクを伴う給付は、将来の保険給付債務の測定に用いられる「配分(spreading)」モデルや契約者勘定残高の測定に用いられるデポジット・モデルとは異なる、公正価値の認識および測定のモデルに従っているため、FASBは、財務諸表上これらの測定値を区分することが重要であると考えています。

PwC の見解

FASB は、関係者から寄せられた、さまざまな最低保証給付の会計処理に見られる一貫性のない処理に関するコメントに応え、変額商品の保証について具体的に対応しました。しかし、変額勘定の市場リスクを伴う給付の会計処理に対する改定案は、分離勘定の商品と一般勘定の商品との取扱いに不整合をもたらすことになります。

- 株価指数連動型の死亡給付など、給付支払額が被保険事象に結びついている、資本市場リスクを 伴う一般勘定の商品について、給付は、引き続き保険として会計処理されます。
- 株価指数連動型年金商品における組込オプションのような、一般勘定の商品の形で提供されるその他の組込デリバティブについては、市場リスク要素は引き続き組込デリバティブとしての会計処理がなされ、商品固有の信用リスクの変動をその他の包括利益に認識するのではなく、公正価値変動の全額を純損益において認識します。

FASB は、本公開草案において一般勘定の商品に対応していませんが、関係者は、市場リスクを伴う給付の範囲に関するコメントを提出するよう求められています。

ユニバーサル・ライフ型契約および非伝統的な「SOP 03-1/型の追加負債契約

.33 基本的なユニバーサル・ライフ型の契約者勘定負債モデルの仕組みおよび非伝統的な「SOP 03-1」型の追加負債モデルの仕組みは、その大部分が変更されません。すなわち、計算仮定(assumptions)の更新は継続され、伝統的な定額型の保険給付債務に対する提案とは異なり、本 In depth のパラグラフ.16 で述べた年金給付計算の一部を除き、割引率に対する変更案はなく、負債を現在の割引率を用いて計算し変動をその他の包括利益で認識することは求められません。しかし、本資料パラグラフ.35 で説明されているとおり、これらのモデルについて、いくつかの限定的な改定が加えられています。さらに、繰延契約獲得費用の償却モデルに対する変更は、これらを含むすべての長期保険契約に適用されます。

.34 さまざまな最低保証(GMxB)給付を伴う変額契約に関する測定モデルを、公正価値アプローチへ変更するという FASB の決定は、非伝統的な「SOP 03-1」型の追加負債モデルが適用される契約の数を減少させるでしょう。しかし、ユニバーサル・ライフ型保険契約の2次的保証のように、引き続き適用される契約もあります。

.35 すべての長期保険契約についての保険料不足テストの廃止に伴い、企業は、開始時だけでなく少なくとも年1回(またはそれより頻繁に)「利益が生じた後に損失が生じるようになっているかどうかを確かめるテスト(the profits followed by losses test)」を実施することが求められ、そして、非伝統的な「SOP 03-1」型の追加負債の給付率には 100%の上限が課されます。ユニバーサル・ライフ型保険契約および非伝統的「SOP 03-1」型の追加負債契約に関する現行のガイダンスでは、保険会社が契約開始時にのみ、「保険給付の特性のために、毎期、契約者に対して賦課される手数料収入等が、保険給付によって、前の方の年度において利益を、後の方の年度において損失を生じることが期待される方法で、賦課されている」かについて判定するためのテストの実施を要求しています。本公開草案では、この判定は、契約開始時およびその後の期間における計算仮定(assumptions)の更新に合わせて実施されます。

PwC の見解

非伝統的「SOP 03-1」型の追加負債に関するガイダンスに記載されている、利益が生じた後に損失が生じるようになっているかどうかを確かめるテスト(the profits followed by losses test)は、「保険給付」にかかる特性についてのみ計算され、その結果、このテストは、保険料不足テストと同等の代替手段にはなりません。現在、用いられている保険料不足の計算においては、保険マージンの不足に加えて、投資または費用のマージン不足が存在する範囲で、不足額を計上することが必要となります。改定されたテストでは、このようなことは発生しません。このアプローチは、保険契約がサービス契約よりも金融商品に類似している、という FASB による保険契約の特徴づけと一致しています。

開示

- .36 将来の保険給付、契約者勘定残高、市場リスクを伴う給付、分離勘定の負債、繰延契約獲得費用および販売誘引(資産)に関して、開示要求事項の拡充が必要となります。これには、負債(および資産)残高と繰延契約獲得費用を構成要素に分解した、調整表が含まれます。
- .37 短期保険契約の開示に適用される原則と整合して、「重要性の低い大量の詳細情報や特性の大きく異なる項目の合算により、有用な情報が覆い隠されないような」細分化されたレベルで作成することを意味します。
- .38 リスク管理の目的、方針およびプロセス、ならびに様々な負債の測定および繰延契約獲得費用の償却に用いる重要な見積り、インプット、判断、計算仮定(assumptions)についての定性的および定量的な情報の開示が要求されます。
- .39 開示は、年次と期中の両方の報告期間について要求されます。移行時においては、追加の開示が要求されることになります。

PwC の見解

長期保険契約に関する新しい開示要求事項の評価において、FASB は、現行の開示要求事項、保険会社の年次報告書および期中報告書に含まれるその他の情報、ならびにアナリスト・レポートなどの関係者に提供されることの多い補足的文書を検討しました。また、財務諸表利用者および財務諸表作成者の双方に対するアウトリーチも実施されました。本公開草案に含まれる開示の多くは、2013 年 6 月公表の当初の公開草案の開示と整合するものです。

経過措置

- 40 将来の保険給付負債について、移行日時点の累積的な割引率の変更に対する期首剰余金およびその他の包括利益累計額に対する累積調整とともに、新しい測定ガイダンスの遡及適用が要求されるでしょう。しかし、遡及適用が実務上不可能な場合には、実務的取扱を使用することができます。割引率を決定する目的上、実務的取扱により、契約発行日が移行日であるとみなされます。
- .41 将来の保険給付負債に関連した実務上不可能の定義は、ASC 250-10 の会計方針の変更に関するガイダンスと首尾一貫するものです。すなわち、企業は、客観的情報の入手のために徹底的な努力を行ったり、「過度の費用」を負担したりする必要はありません。しかし、客観的情報が、合理的に入手可能な場合には、それを用いなくてはなりません。評価は、「負債が計算されるレベルごとに」行われる必要があります。これは、ある企業の一部の負債のグルーピングに、他とは異なる測定方法が移行時に適用される可能性があることを意味しています。
- .42 市場リスクを伴う給付は、移行日における公正価値で測定されます。契約発行日と移行日の間の商品 固有の信用リスクの変動の累積的影響は、その他の包括利益累計額の期首残高で認識されます。移行日 における公正価値と帳簿価額の差額は、商品固有の信用リスクの変動の影響を除いて、利益剰余金の期 首残高に対する調整として計上されます。
- .43 繰延契約獲得費用の改定された償却モデルは、「シャドー繰延契約獲得費用(shadow deferred acquisition costs)」(およびその他の類似する残高)に関連して、その他の包括利益累計額に計上された金額を除外する調整をした、移行日時点の繰延契約獲得費用残高(および繰延契約獲得費用の償却と整合する原則に基づいて償却されるその他すべての残高)に対して、将来に向けて適用されます。移行時における調整後の帳簿価額について、将来における利息の計上は行われず、必要に応じ、残存する保有契約を基礎として、または定額法により償却されます。

PwC の見解

本 In depth のパラグラフ 27 で述べたとおり、本公開草案は、取得した事業価値(資産)もしくは「その他の負債」または出再された再保険の費用に関連する償却ガイダンスの明示的な変更を行っていません。しかし、PwC は、最終基準において、簡素化された繰延契約獲得費用の償却アプローチへの変更が容認または要求される場合、FASB は、追加的な移行ガイダンスを提供する必要があると考えます。

.44 移行時に必要となる開示には、会計基準の変更の適用方法の説明、遡及的修正が行われた過去の期間に関する情報、および企業の財政状態および業績に係る変更の影響など、ASC250-10-50-1 からASC250-10-50-3 に引用されている会計基準の変更に関する一般規定が含まれます。これらの開示は、細分化されたベースで行うことが要求されます。

PwC の見解

給付負債に対する基準の遡及的適用は、一部の企業にとって課題の多いものとなる可能性があります。なぜなら、これには、終了した契約に関する情報などの詳細な過去情報が必要となるためです。そのような情報を集めることが実務上不可能である場合には、現在の帳簿価額を開始点として用いるという実務的取扱が存在します。

市場リスクを伴う給付に関する移行規定は、移行日(すなわち公開企業(public business entities)に対する 最終化された基準書の適用日から2年前)における公正価値の計算を要求しています。商品固有の信用 リスクのその他の包括利益を通じた認識を含む、公正価値測定への移行は、手数料収入等の見積りおよび 契約開始時における高格付けの固定利付商品の利回りの決定が必要となります。

次のステップ

.45 本公開草案に対するコメントの募集期限は、2016年12月15日です。関係者は本公開草案に対するコメントを提出することが推奨されます。また、FASBは、再審議プロセスの一環として2017年第1四半期に公開円卓会議を開催する見込みです。本公開草案の適用日については、FASBによる利害関係者からのフィードバックの検討後に決定される予定です。

PwC の見解

現行の GAAP に対する変更は、長期保険契約にとって重要なものとなる可能性があります。企業は、FASB の提案によって影響を受ける長期保険契約を識別し、財務諸表のみならず、システム、プロセス、データ蓄積、コントロールに対する潜在的な影響を考察すべきです。また、企業は、モデリングを潜在的な影響として検討すべきです。こうした分析は、提案されている変更が現行の保険の財務報告の改善になるか否か、そして要求されるデータやシステムの変更コストを便益が上回るか否かについて、FASB により知見のあるレスポンスを提供することに役立つでしょう。例えば、遡及的な調整の計算のために必要な過去の情報の蓄積と保持、ならびに遡及的計算の複雑性に係るコストがそれらの便益を上回るかどうかは、そうした論点の1つです。

お問い合わせ

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2016 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, visit www.cfodirect.pwc.com, PwC's online resource for financial executives.